

## 令和7年度 子ども・若者相談センター「アンダンテ」設置運営委託先団体等募集要項

子ども・若者相談センター「アンダンテ」は、30歳代までの悩みや困り事を抱える子ども・若者とその家族を対象とした機関です。個別面談や電話相談、オンライン相談、メールによる簡易相談、適切な支援機関の紹介、交流スペースの運営、保護者の交流会等の事業を通し、自立に向けて第一歩を踏み出す手助けをする役割を果たします。

今回、令和7年度の「アンダンテ」の運営団体を募集します。

### 1 応募期間

令和7年2月14日（金）から2月27日（木）まで

### 2 事業実施期間

令和7年4月14日（月）から令和8年3月31日（火）まで

### 3 事業の概要（別紙1「委託業務説明書」参照）

- (1) 子ども・若者相談センター「アンダンテ」の運営
- (2) 応募団体独自の活動

### 4 応募資格

- (1) 静岡県内に活動拠点（本社または営業所等）を有し、静岡県内を中心に活動していること。
- (2) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とした団体や個人でないこと。
- (3) 特定の公職者（候補者を含む）、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体や個人でないこと。
- (4) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
  - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
  - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
  - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

## 5 応募方法（別紙2「応募について」参照）

所定の応募用紙（別添様式第1号～4号）に必要事項を記載し、団体の概要がわかる資料（定款等）と見積書を添えて応募期間内に申し込む。

## 6 選考（別紙3「審査項目」参照）

- (1) 事業の目的達成に最適な団体を選定するため、企画提案形式で実施する。
- (2) 審査委員会（プレゼンテーション）
  - ア 日程 令和7年3月13日（木）午後2時から
  - イ 場所 静岡県庁西館4階 第一会議室A（静岡市葵区追手町9番6号）
- (3) 選考結果は、令和7年3月14日（金）以降に各応募団体に文書で通知する。

## 7 その他

- (1) 委託の契約は、静岡県財務規則等の関係法令に基づき行う。
- (2) 契約は、令和7年度静岡県一般会計予算の成立を条件とし、締結日は令和7年4月1日とする。
- (3) 契約にあたっては、上記以外にも要件がある。

## 8 応募先・問合せ

この事業に関する詳細な説明については、下記にて応募期間中随時行う。

担 当 静岡県教育委員会社会教育課 青少年指導班  
住 所 〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号  
連絡先等 TEL 054-221-3305 / FAX 054-221-3362  
E-M a i l kyoui\_shakyo@pref.shizuoka.lg.jp